

令和8年度

# 事業概要

健康局

# 目 次

|     |               |   |
|-----|---------------|---|
| I   | 健康局の概要        | 1 |
| II  | 組織と事務分掌       | 2 |
| III | 令和8年度 主要事業の概要 | 4 |

# I 健康局の概要

1. 局長 熊谷 保徳

2. 局の職員数 355 人（令和 8 年 4 月 20 日現在）

3. 令和 8 年度予算の概要

（1）一般会計

（単位：千円）

| 歳入         |              | 歳出     |              |
|------------|--------------|--------|--------------|
| 款          | 金額           | 款      | 金額           |
| 17 使用料及手数料 | 1, 295, 605  | 5 衛生費  | 33, 500, 626 |
| 18 国庫支出金   | 3, 358, 037  | 13 教育費 | 1, 087, 830  |
| 19 県支出金    | 167, 296     |        |              |
| 20 財産収入    | 52, 321      |        |              |
| 21 寄附金     | 15, 000      |        |              |
| 22 繰入金     | 7, 511       |        |              |
| 24 諸収入     | 5, 225, 286  |        |              |
| 25 市債      | 5, 005, 000  |        |              |
| 歳入合計       | 15, 126, 056 | 歳出合計   | 34, 588, 456 |

（2）介護保険事業費

（単位：千円）

| 歳入        |          | 歳出        |          |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 款         | 金額       | 款         | 金額       |
| 1 保険料     | 43, 284  | 3 地域支援事業費 | 188, 613 |
| 2 国庫支出金   | 70, 093  |           |          |
| 3 県支出金    | 34, 999  |           |          |
| 4 支払基金交付金 | 5, 237   |           |          |
| 5 繰入金     | 35, 000  |           |          |
| 歳入合計      | 188, 613 | 歳出合計      | 188, 613 |

## Ⅱ 組織と事務分掌

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>政策課</b><br>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事<br>(2)衛生上の統計に関する事<br>(3)健康創造都市K O B Eの推進に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (12)保健センター等の事業に係る支援に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(13)神戸市立こくべ市歯科センターに関する事。<br><br>＜口腔保健支援センター＞（第3類事業所）<br>(1)歯科口腔保健に関する事。                                                                                                               |
| <b>地域医療課</b><br>(1)地域医療の確保に関する事。<br>(2)救急医療対策に関する事。<br>(3)在宅医療及び介護の連携の推進に関する事。<br>(4)看護師の確保の支援に関する事。<br>(5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関する事。<br>(6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関する事。<br>(7)神戸こども初期急病センターに関する事。                                                                                                                                                                                                         | <b>医務業務課</b><br>(1)医務に関する事。<br>(2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関する事。<br>(3)薬務に関する事。<br>(4)献血に関する事。<br>(5)保健センターの事業に係る支援に関する事（医務及び薬務に限る。）<br>(6)食品表示に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(7)栄養の改善に関する事（他の所管に属するものを除く。）                                 |
| <b>食品衛生課</b><br>(1)食品衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)家庭用品の安全対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <b>食品衛生課</b><br>(1)食品衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)家庭用品の安全対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。                                                                             |
| <b>環境衛生課</b><br>(1)環境衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)動物衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br><br>〔動物管理センター〕（第4類事業所）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>環境衛生課</b><br>(1)環境衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)動物衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br><br>〔動物管理センター〕（第4類事業所）<br>※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。                                            |
| <b>斎園管理課</b><br>(1)市立の墓園及び斎場に関する事。<br>(2)墓地及び埋葬等に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br><br>＜墓園管理センター＞（第3類事業所）<br>(1)墓園施設の管理及び運営に関する事。<br><br>〔鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所〕（第4類事業所）<br><br>＜斎場管理センター＞（第3類事業所）<br>(1)斎場施設の管理及び運営に関する事。<br><br>〔甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場〕（第4類事業所）                                                                                                                                              | <b>家庭支援課</b><br>＜母子保健係＞<br>(1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事（母子保健事業に限る。）<br>※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。                                                                          |
| <b>保健所（部相当の行政機関）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>衛生監視事務所（第2類事業所）（東部・西部）</b><br>(1)食品衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)家庭用品の安全対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(3)環境衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(4)動物衛生に関する事（他の所管に属するものを除く。）                                                                |
| <b>保健課</b><br>(1)保健事業の企画、推進、調整及び実施に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)健康危機管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(3)栄養の改善及び食育に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(4)歯科口腔保健に関する事。<br>(5)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(6)難病の患者に対する医療等に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(7)結核及び感染症に関する事。<br>(8)予防接種及び健康被害に関する事。<br>(9)公害（アスベストを含む。）による健康被害に関する事。<br>(10)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(11)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関する事。 | <b>食品衛生検査所（第2類事業所）</b><br>(1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関する事（他の所管に属するものを除く。）<br>(2)食品の試験及び検査に関する事。<br><br><b>食肉衛生検査所（第2類事業所）</b><br>(1)食肉の試験及び検査に関する事。<br>(2)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関する事（他の所管に属するものを除く。） |

## Ⅱ 組織と事務分掌

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>精神保健福祉センター（課相当の行政機関）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (1)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>(2)神戸いのち大切プランに関すること。<br>(3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。<br>(4)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>保健センター（第２類事業所）<br/>（東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (1)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く）。<br>(2)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>(3)医務及び薬務に関すること。<br>(4)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。<br>(5)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。<br>(6)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。<br>(7)結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること（保健課に属するものを除く。）。<br>(8)予防接種事業に関すること（保健課に属するものを除く。）。<br>(9)公害（アスベストを含む。）に関すること。<br><br>※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。 |
| <b>健康科学研究所（第１類事業所）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (1)健康科学研究所の検査等に関する信頼性確保業務に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>第１衛生研究部</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (1)健康科学研究所の管理及び運営に関すること。<br>(2)主に食品・環境化学の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。<br>(3)主に食品・環境化学の衛生に関する試験及び検査に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>第２衛生研究部</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (1)主に感染症の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。<br>(2)主に感染症の衛生に関する試験及び検査に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>保健福祉部<br/>（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>保健福祉課</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>(2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>保健福祉課（北）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>(2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>保健福祉課（須磨）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>(2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

### Ⅲ 令和 8 年度 主要事業の概要

市民の生命・健康と安全を守るため、令和 8 年度は、医療提供体制の確保、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、超高齢化に伴う多死社会への対応、食品衛生・環境衛生、動物愛護の推進に関する施策を展開します。

#### 【医療提供体制の確保】

##### 1. 地域医療の確保

##### (1) 救急医療体制の確保

【地域医療課】

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する急病診療所・こども初期急病センター等の運営・支援を行うとともに、中等症以上の患者に対応する二次救急病院について、人件費の上昇や救急搬送患者数の増加を踏まえ、救急医療体制を確保するため、支援を拡充します。

##### (2) 市民病院の運営

【地域医療課】

市民の生命と健康を守るため、質の高い医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療等を安定的に提供するとともに、市民の健康増進と医療の発展に貢献するため、治験・臨床研究を更に推進します。

医師の働き方改革も含めた病院経営を取り巻く急激な状況変化を踏まえ、市民病院としての使命を果たせるよう、行政的・不採算医療経費にかかる運営費負担金を拡充します。

また、西市民病院については、令和 13 年夏頃の開院に向けた再整備事業に引き続き取り組むとともに、西神戸医療センターの診療体制の強化を図るため、手術室および外来診察室を増設します。（手術室は令和 8 年度末、外来診察室は令和 9 年秋頃、供用予定）

##### (3) 北神地域の急性期医療の充実

【地域医療課】

北神地域の急性期医療の確保・充実を図るため、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院について済生会兵庫県病院および三田市と連携し、開院に向けて整備を支援します。また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を拡充します。

##### (4) 災害時の医療提供体制の確保

【保健課・地域医療課】

南海トラフ地震を想定し、令和 7 年度に策定した救護所マニュアルに基づき、神戸市医師会の災害時神戸メディカルチーム（D-KOMET）などと連携した初動対応訓練を実施することで、災害時における実効性のある医療活動を確保します。

## 2. 神戸市看護大学の運営

【地域医療課】

市民の保健、医療の向上に寄与するため、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）を引き続き実施するなど、さらなる受験者数の増加や市内就職率の向上に努めます。

## 【健康寿命の延伸・健康格差の縮小】

### 1. 疾病予防・健康づくり・感染症対策

#### (1) 歯科口腔保健対策の推進

【保健課】

##### ①こども：小学校におけるフッ化物洗口の全校実施

こどものむし歯予防・健康格差縮小のため、家庭への洗口液配付について、対象者を小学校5～6年生から3～6年生に拡充します。また、重点校(1人あたりのむし歯数が全市の平均より多い小学校)の1年生を対象とした集団洗口について、実施校を5校から30校に拡充します。

##### ②壮年期：歯周病検診

歯の喪失の主な原因であり、糖尿病の悪化など様々な全身疾患と関連している歯周病を予防するため、40歳・50歳・60歳に加えて、新たに30歳の市民に対し歯周病検診を実施します。

##### ③高齢期：オーラルフレイル対策

オーラルフレイルを放置すると要介護状態になりやすいため、65・75歳の市民に対して、地域の歯科医院において口腔機能をチェックし、フレイル予防につなげます。

#### (2) がん対策の推進

【保健課】

##### ①がん検診の実施

5大がん(胃・肺・大腸・乳・子宮)検診を実施し、受診率向上のため、40歳がん検診無料クーポンおよび20歳子宮頸がん検診無料クーポンを配布します。また、節目年齢(30歳、50歳、60歳)の対象者に加え、新たにがん罹患率が上昇する年代の方等へ個別受診勧奨を実施するとともに、口腔がん検診を実施します。

子宮頸がん検診については、国の指針改正に伴い新たに示されたHPV検査単独法について、専門家の意見を踏まえた実施方法の検討を行います。

##### ②がん患者の社会参加への支援

抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見への変化に不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。また、がん患者が仕事と治療を両立するための就労支援セミナーの開催・相談など、がんに関する様々な制度などの情報提供を行います。



### ③子宮頸がん対策（一部再掲）

子宮頸がんを予防する HPV ワクチン接種は、定期接種対象初年度の小学 6 年生と、最終年度となる高校 1 年生相当の未接種者に加えて、新たに中学 1 年生の未接種者に対して個別通知を行い接種の勧奨を行います。

子宮頸がん検診については、20 歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポンを配付します。また、子宮頸がん検診の検査方法として国の指針改正に伴い新たに示された HPV 検査単独法について専門家の意見を踏まえた実施方法の検討を行います。

### （３）感染症の予防及びまん延の防止

【保健課・健康科学研究所・地域医療課】

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、感染症による健康危機発生時の業務内容、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定める「健康危機対処マニュアル」に基づき、今後の新興感染症も含め、平時より健康危機に備えた準備を行います。

また、感染症の早期探知と早期対応を目的に構築された「感染症神戸モデル」の取組みとして、社会福祉施設等への巡回訪問・研修、各区役所での実務者連絡会等を実施し、人材育成・情報共有・地域との連携を強化します。

さらに、令和 13 年夏頃の開院に向けて再整備事業に取り組む西市民病院においては、感染症対応が可能な個室病床の増設や、感染症患者の発生状況に応じて、段階的に感染症病床へ転用できる区画の確保、動線に配慮した施設を整備することで感染症対応機能を強化します。

### （４）予防接種の実施

【保健課】

#### ①高齢者のための予防接種

罹患による重症化予防のため、高齢者の新型コロナ、インフルエンザ、带状疱疹、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を行います。

また、重症化予防効果の高い高用量インフルエンザワクチン（75 歳以上対象）の定期接種化に伴い、接種費用の一部助成を行います。

#### ②こどものための予防接種

令和 8 年度より新たに定期接種となる RS ウイルス母子免疫ワクチンの接種費用について、妊娠 28 週から 36 週の妊婦を対象に全額助成を行います。また、子育て世代の経済的負担軽減のため、小児のインフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチンの接種費用を一部助成します。

骨髄移植等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。さらに、妊娠初期の風しん感染を防止するため、抗体が十分でない方に風しんワクチンの接種費用を一部助成します。

#### **（５）地域一体型リハビリテーションプログラムの推進**

**【地域医療課】**

急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型リハビリテーションプログラムを構築・運用するため、医療・福祉関係者などで設立した「キュア神戸」において、クラウドを活用した医療・介護事業者間の情報共有や相互連携を推進するとともに、内部障害リハビリ（心疾患・呼吸器疾患）を担う医療・介護従事者向け研修を実施します。

#### **（６）高齢者への健康支援**

**【保健課】**

後期高齢者の生活習慣病ハイリスク者に実施している個別生活指導・受診指導等について、健診受診者で生活改善が必要な方から、健診受診にかかわらずより治療が必要な方に重点化します。加えて、保健師・管理栄養士・歯科衛生士の多職種連携チームによる指導体制を充実するなど、生活習慣病の重症化予防対策を強化します。

また、つどいの場などでのフレイル予防を含めた健康教育・健康相談を実施し、疾病予防・重症化予防に取り組みます。

#### **（７）難病対策**

**【保健課】**

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 348 疾病（令和 7 年 4 月 1 日時点）について医療費を助成するほか、「難病相談支援センター」において、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行います。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

### **2. 精神保健福祉対策**

#### **（１）精神救急体制強化**

**【保健課】**

精神症状により自傷他害のおそれがある方に対して、より適切な医療提供および人権保護を実施するため、夜間における措置入院の要否判断にかかる調査・移送体制を強化します。

#### **（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進**

**【保健課・精神保健福祉センター】**

##### **①多職種アウトリーチによる早期支援**

地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、保健所に設置した精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種で構成する専門的なチームによる早期支援を行います。

##### **②退院促進支援による地域移行の推進**

入院患者に対して、自らの入院経験をもとに具体的なアドバイスを行うピアサポーターとの交流機会を提供するとともに、精神科病院の職員に対して、障害福祉サービス等の研

修を行う等、積極的な退院促進支援と地域への移行を推進します。

### ③こころのサポーターの養成

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進のためには、地域住民の理解や支えが重要であることから、身近にいるこころの不調で悩む人を手助けできるよう、市民や市内在勤者に対して、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を身に付けるこころのサポーター養成研修を引き続き実施します。

## （３）自殺対策

【保健課・精神保健福祉センター】

### ①自殺未遂者対策

自殺未遂者が搬送される救急医療機関と連携し、臨床心理士等が自殺未遂者及びその家族を訪問し面談を行うことで、入院中から継続した支援体制を整え、自殺再企図を防ぎます。また、救急医療機関の医療従事者や教育・福祉関係の職員等に向けて、支援技術向上のための研修を実施します。

### ②相談体制の確保

専門職がこころの悩みを抱える方の相談を受ける「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するとともに、経済的に問題を抱えている人等が対面で相談できる「くらしとこころの総合相談会」を実施します。また、相談体制の充実を図るため電話相談を実施する団体に対して、補助を行います。

## （４）依存症対策

【保健課・精神保健福祉センター】

### ①依存症家族プログラム

依存症からの回復には、周囲の依存症に関する正しい理解と関わり方が重要になることから、依存症当事者の家族に対して依存症への正しい知識や接し方などを学ぶ「依存症家族プログラム」を実施し、家族への支援を行います。

### ②相談体制の確保

アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談等を実施します。

## 【超高齢化による多死社会への対応】

### 1. 人生会議（ACP）の普及・啓発

【地域医療課】

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、患者と家族や医療・介護従事者等があらかじめ繰り返し話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、医療・介護従事者向けの研修会の開催等により普及・啓発を行います。

### 2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応

#### （1）墓じまい・無縁化増加へ対応した新たな形式のお墓の供給

【斎園管理課】

子や孫に承継を前提としない「期限付墓地（鴨越墓園内）」の運営を行うとともに、自然回帰志向に対応した「樹林葬墓地」をひよどりごえ森林公園内に設置し、令和8年夏頃に供用を開始します。（募集は令和8年3月から）

市立墓園・墓地において、無縁墓調査を継続して実施し、適正管理に取り組みます。

#### （2）エンディングプラン・サポート

【斎園管理課】

頼れる身寄りがなく、自身の葬儀や納骨先などに不安がある高齢者に対し、生前の葬儀・納骨契約手続きを市が支援する「エンディングプラン・サポート」（所得要件なし）を引き続き実施します。

## 【食品衛生・環境衛生】

### 1. 食の安全・安心の確保

【食品衛生課】

食の安全と安心を確保するため、飲食店等に対する許可審査・抜き取り検査・監視指導・相談対応のほか、食品関係営業者や市民向けの啓発を行います。

### 2. 銭湯の利用促進

【環境衛生課】

一般公衆浴場の入浴料金改定（統制料金 490 円→570 円）による利用者の減少による経営への影響を緩和するとともに、利用者負担の軽減を図るため、500 円で入浴出来るよう、激変緩和措置を行います。

また、銭湯の持続的な経営を支援するため、大規模改修を含む設備改修補助を実施し、健康増進等や住民の交流促進の場となる銭湯を支援します。

さらに、普段銭湯を利用していない方にも銭湯の魅力を知ってもらい、銭湯を活性化するため、引き続きデジタルスタンプラリーを行うとともに、地域子育て入浴割引を実施します。

## 【動物愛護の推進】

### 1. 動物愛護の推進

【環境衛生課】

人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の譲渡会などを実施するほか、アニマルセラピーなどこどもから高齢者まで様々な世代を対象とした魅力あるプログラムを実施し、市民の動物愛護意識の醸成に繋がります。

また、災害の際にも、ペットを飼っている方が安心して避難（同行避難）できるよう、各区の総合防災訓練の場などを通じて「災害時のペットとの避難ガイドライン」の普及啓発を行います。